

上砂川町罹災証明書等交付要綱

制定 令和2年7月15日

改正 令和3年1月8日

改正 令和3年8月18日

(目的)

- 第1条 この要綱は、町長が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定に基づき本町の区域内で発生した災害（火災を除く。）をいう。以下同じ。）によって生じた被害に係る証明書を交付することに関し、必要事項を定めるものとする。
- 2 火災による罹災の証明書については、砂川地区広域消防組合上砂川支署に対して申請し、交付を受けるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する自然現象をいう。
 - (2) 住家 現実に居住のため使用している建築物をいう。社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
 - (3) 非住家 事業所など、住家以外の建築物をいう。

(証明書の対象)

- 第3条 町長が交付する罹災証明書は、町内で発生した災害によって被災した者からの申請に基づき、当該災害に起因する住家又は非住家の被害の程度を証明するものである。
- 2 次に掲げる被害については、罹災証明書の交付を行わない。
- (1) 人的災害
 - (2) 自動車、家財、その他動産に生じた被害
 - (3) 塀、門柱、門扉等建物に付随する外構に生じた被害
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が災害による被害の程度を証明することが適切ではないと認めるもの

(証明書の種類)

- 第4条 証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 罹災証明書
災害による住家等の被害について、確実な証拠により、その事実を町が確認できる場合に限り、被害の程度について証明するもの

(2) 罹災届出証明書

罹災証明書の発行を申請したことを証明するもの

(証明書の申請)

第5条 前条の証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災証明書等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 罹災状況が確認できる写真
- (2) 罹災物件の位置がわかる図画
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、罹災した翌日から30日以内（罹災した日は不算入とする。）とする。

3 申請者（次項の規定による代理人による申請の場合は代理人）は、運転免許証、個人番号カード、旅券及び保険証その他本人であることを示す書類を提示しなければならない。

4 証明書の申請は、代理人によってすることができる。この場合においては、代理人は委任状（様式第2号）を提出しなければならない。ただし、申請者の同居の親族が代理人の場合は、これを省略することができる。

5 第1項、第2項及び第3項に定める事項について、町長が真にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

(被害状況の調査)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）の記載内容に基づき、当該建物の被害状況を調査しなければならない。

(証明書の交付)

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、第6条の規定による調査の結果に基づき、当該建物に生じた被害の程度が別表の被害認定基準のいずれかに該当するかを認識した上でその結果を罹災証明書（様式第3号）に記載して申請者に交付するものとする。

2 町長は、第5条に規定する罹災証明書の交付を申請する者で要望があった場合は、罹災届出証明書（様式第4号）に記載して申請者に交付するものとする。

(罹災証明書の交付の特例)

第8条 前条第1項の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該様式の証明をもって前条第1項の交付に代えることができる。

(証明事項)

第9条 証明する事項は、災害による被害に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(再調査)

第10条 第7条第1項の規定により、罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された罹災の程度について、相当の理由を持って修正を求めるときは、町長に対し、再調査を申請することができる。

(手数料)

第11条 第7条に規定する証明書の交付に係る手数料は無料とする。

(罹災証明書等交付簿)

第12条 町長は、第7条の規定による証明書を交付するときは、罹災証明書等交付簿（様式第5号）に所要事項を記載するものとする。

(補 足)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月8日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年8月18日より施行する。

別表（第7条関連）

被害認定基準

被害の程度	認 定 基 準
全 壊	次のいずれかに該当するものとする。 (1) 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの (2) 住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの (3) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める被害割合で表し、その住家の被害割合が50%以上に達した程度のもの
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には次のいずれかに該当するものとする。 (1) 損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの (2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の補修を含む相当規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には次のいずれかに該当するものとする。 (1) 損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの (2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの
半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には次のいずれかに該当するものとする。 (1) 損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの (2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には次のいずれかに該当するものとする。 (1) 損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの (2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの
準半壊に至らない (一部破損)	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊に至らない程度の損害で、補修を必要とする程度のものとする。

備 考

- 1 この表は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）に基づくものである。
- 2 この表において「損害」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至った状態をいう。
- 3 この表において「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 非住家については、この表に定める被害認定基準に準じて認定を行うものとする。

様式第1号（第5条関連）

罹災証明書等交付申請書

上砂川町長 様

申請日	年 月 日	
申請者	現住所	
	ふりがな	
	氏 名	
	連絡先	
	罹災物件との関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 居住世帯の構成員 <input type="checkbox"/> 所有者、使用者又は居住世帯の構成員の代理人（委任状添付）

罹災証明書の交付について、次のとおり申請します。

	氏 名	続 柄	年 齢
罹災世帯の 構成員 ※非住家の場 合は記入しな い。		世帯主	
罹災物件 の所在地	空知郡上砂川町		
住家・非 住家の別	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家（ ）		
罹災年月日	年 月 日		
災害の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 水害 <input type="checkbox"/> 風害 <input type="checkbox"/> その他		
添付書類	<input type="checkbox"/> 罹災状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 罹災物件の位置がわかる図画 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
身分証明書	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他本人であることを示すもの（ ）		
罹災届出 証明書	<input type="checkbox"/> 受領する <input type="checkbox"/> 受領しない		
備 考			

様式第2号（第5条関連）

委任状

上砂川町長 様

（代理人）

住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、

罹災証明書又は罹災届出証明書の申請

罹災証明書又は罹災届出証明書の受領

に関する権限を委任します。

年 月 日

（委任者）

住 所 _____

氏 名 _____

※記入する全ての項目は、委任する本人がご記入ください。

様式第3号（第7条関連）

罹 災 証 明 書

現住所

氏 名

様

罹災世帯の 構成員 ※非住家の場 合は省略	氏 名（年齢）	続 柄	年 齢
		世帯主	
罹災物件 の所在地	空知郡上砂川町		
住家・非 住家の別	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家（ ）		
罹災年月日	年 月 日		
災害の種類 又は名称			
被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部破損） <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水		
備 考			
注意事項	（1） この証明書は、災害救助の一環として、本町が確認できる罹災程度について証明するものです。 （2） 罹災物件の罹災の程度について、相当の理由をもって修正を求める場合には、再調査を申請することができます。		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

上砂川町長

印

様式第4号（第7条関連）

罹災届出証明書

現住所

氏名 様

	氏名（年齢）	続柄	年齢
罹災世帯の 構成員 ※非住家の場 合は省略		世帯主	
罹災物件 の所在地	空知郡上砂川町		
住家・非 住家の別	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家（ ）		
罹災年月日	年 月 日		
災害の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 水害 <input type="checkbox"/> 風害 <input type="checkbox"/> その他		
備考			
注意事項	この証明書は、災害救助の一環として、本町へ災害に係る被害について、届出を行った事実について証明するものです。被害の程度や、被害と災害の因果関係を証明するものではありません。		

上記のとおり届出があったことを証明します。

年 月 日

上砂川町長

印

様式第5号（第12条関連）

罹災証明書等交付簿

番号	月日	証明区分	申請者	住所	氏名等	備考
	/	1 罹災証明書 2 罹災届出証明書				
	/	1 罹災証明書 2 罹災届出証明書				
	/	1 罹災証明書 2 罹災届出証明書				
	/	1 罹災証明書 2 罹災届出証明書				
	/	1 罹災証明書 2 罹災届出証明書				
	/	1 罹災証明書 2 罹災届出証明書				
	/	1 罹災証明書 2 罹災届出証明書				
	/	1 罹災証明書 2 罹災届出証明書				
	/	1 罹災証明書 2 罹災届出証明書				
	/	1 罹災証明書 2 罹災届出証明書				
	/	1 罹災証明書 2 罹災届出証明書				
	/	1 罹災証明書 2 罹災届出証明書				
	/	1 罹災証明書 2 罹災届出証明書				